交渉（全労働岐阜支部）議事概要

　岐阜労働局長（当局）は、平成２８年７月１９（火）、全労働岐阜支部執行委員長（全労働岐阜支部）と交渉を行った。この交渉の概要は下記のとおりである。

記

「全労働岐阜支部」

　１　賃金の改善等について

　　　国家公務員の賃金を職員の生活と労働の実態に相応しい水準に改善すること。高齢層職員の賃金水準抑制を行わないこと。

２　労働行政体制の拡充について

　　　行政運営に必要な定員を十全に確保すること。併せて、業務簡素・合理化を進めること。

　３　労働時間・休暇制度の改善について

　　　窓口取扱時間の設定を可能とすること。

　　　フレックスタイム制について、強制にわたることがないようにするとともに「ゆう活」を理由としたフレックスタイム制の勧奨を行わないこと。

４　地方分権改革・民間開放について

　　労働者保護の後退につながる地方移管・民間開放は絶対に行わないこと。

求職者情報のオンライン提供は個人情報の漏えいにつながる恐れがあり、廃止すること。

５　非常勤職員の処遇改善について

　　　非常勤職員について、労働条件の改善と定員数の確保を十全に行うこと。

「当局」

　１　賃金・諸手当について

職員の賃金については、公務の特殊性や職員の生活実態等を十分に考慮し、職員が安心して職務に精励できる水準であることが重要であると認識しており、本省等に対して働きかけていく。

　２　労働行政体制の拡充について

労働行政のすべての分野において、複雑困難な問題が増加する等行政需要は増大する一方であり、国民の期待に応えるべく労働行政の展開を図るためには、組織体制の確保が不可欠である。しかしながら、現状では行政運営に必要な体制の確保が極めて厳しく、必要な定員数の確保に向け、本省に働きかけていく。また、業務の簡素・合理化を推進していく。

　　３　労働時間・休暇制度の改善について

　 窓口取扱時間の設定等制度的な要求については、本省に働きかけていく。

　　　フレックスタイム制については、本人の自主性に基づいた運用としており、「ゆう活」についても本人の申出に基づく対応としている。

４　地方分権改革・民間開放について

　　　労働行政は、労働基準、職業安定、職業能力開発、雇用環境・均等の４行政が相互に連携しつつ、全国斉一的な水準で労働者の権利保障について国の責任として業務を担っていくべきであると認識している。

求職者情報の提供については、個人情報の管理を含め、適切な管理と対応を前提に業務を行っていく。

　５　非常勤職員の処遇改善について

行政運営に当たっては、相談員等非常勤職員による業務対応が不可欠であり、労働条件の改善や定員数の確保についても本省に働きかけていく。

以上